

別表 2

- 1.両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は 1 眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 2.両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3.平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4.そしゃく機能を失ったもの
- 5.音声または言語機能を失ったもの
- 6.両上肢の親指及びひとさし指の機能を全廃したものまたは両上肢の親指及びひとさし指を欠くもの
- 7.1 上肢の機能に著しい障害を有するものまたは 1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは 1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- 8.1 下肢の機能を全廃したものまたは 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上欠くもの
- 9.体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10.前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が目立つ制限を受けるかまたは日常生活に目立つ制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11.精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められるもの